

## 会議録（平成26年度第6回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成27年1月27日（火） 午後2時00分～午後5時30分

2 場 所 愛知県東大手庁舎 409会議室

3 出席者

（委員）魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員、水谷委員、吉永委員

（県建設部）山田建設部技監、都市整備課長、道路維持課長、建設企画課主幹、道路建設課課長補佐、河川課課長補佐、港湾課課長補佐 他

（県農林水産部）農林検査課長、農地計画課主幹 他

4 会議次第

(1)開会

(2)議事

① 第5回委員会会議録の確認について

② 第4回及び第5回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

③ 対象事業の審議

【事前評価】農業農村整備事業

【再評価】街路事業

【事後評価】街路事業

④ 河川整備計画策定の報告

⑤ H26年度事業評価監視委員会の主な意見と対応

⑥ 愛知県事業評価監視委員会規約の改定について

⑦ その他

(3)閉会

## 1 第5回委員会会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

## 2 第4回及び第5回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

①交通安全事業：(主)蒲郡碧南線、(主)田原高松線、(一)長洞犬山線  
道路維持課から修正箇所を説明。

特に意見無し。

[結論] 了承する。

②港湾事業：三河港御津地区、三河港蒲郡地区  
港湾課から修正箇所を説明。

特に意見無し。

[結論] 了承する。

③道路事業：再評価 (主)名古屋岡崎線、国道419号梅坪拡幅  
事後評価 (主)名古屋岡崎線、(主)豊田安城線、国151号三輪  
バイパス  
道路建設課から修正箇所を説明。

特に意見無し。

[結論] 了承する。

## 3 対象事業の審議

### 【事前評価の審議】

(1) 農業農村整備事業の費用対効果の算出方法について

農地計画課から説明。

特に意見なし。

(2) 農業農村整備事業(経営体育成基盤整備事業)：服政地区、二回地区の審議  
農地計画課から説明。

## 服政地区

- [委員] 揚水機場の建物は40年以上経過しているとのことであるが、ポンプも40年以上経過しているのか。
- [ 県 ] 建物と同時期に設置したもので40年以上経過している。
- [委員] ポンプの揚程が5、6メートルぐらいであるが、ポンプで加圧した後は重力給水しているのか。
- [ 県 ] ゼロメートル地帯の低平地であるため、この方式で給水できる。
- [委員] 農地の更新整備の図で区画整理を説明しているが、本地区では行わないのか。
- [ 県 ]本地区は区画整理を行わず、用排水路の整備のみを行う。
- [委員] 国営事業では生き物調査を行い地域の生態系を守る具体的な計画を立てていたり、環境が破壊された地区では環境創造型の施設に作り替えるなどしているが、低平地の種々の生物が生息する本地区ではどのような環境対策を計画しているのか。
- [ 県 ] 旧水路を池のように水が溜まるようにして、その周りに降りて観察できるようなブロック積みや生態系の連続性を確保する魚道を設ける計画である。
- [委員] 排水路を深く計画している理由は何か。
- [ 県 ] 水稻からの転作としての麦、大豆は地下水位の高い水田では収量が落ちることから、乾田化を図るため地下水位を下げる目的で水田まわりの水路底を下げる計画としている。
- [委員] 排水路の整備に合わせて、ほ場の中の暗渠整備が必要と思われるが、対策方針はあるか。
- [ 県 ] 工事の施工段階において、個々のほ場で暗渠排水が必要か否かを判断する。
- [委員] 営農経費節減効果、維持管理費について、事業を実施した方が却って経費が増えてしまう理由は何か。
- [ 県 ] 両方の効果とも、事業なしの場合の経費から事業ありの場合の経費を差し引いた額を効果額としている。この事業なしの場合とは、極端ではあるが水路

の機能が喪失して水が水田まで来ない状態である。

## 二回地区

[委員] 水田地域で水田と畑の2つのパイプラインが計画されているが、畑利用をするために畑用のパイプラインも計画したのか。

[ 県 ] 畑の必要水量は少ないが必要圧力が高いため、別系統のパイプラインとして計画している。

[委員] 品質向上効果において湿潤かんがい等の効果でトマトが年あたり6千万円の効果額があるとしている。トマトは水を控えることで美味しくなって価格が上がると聞いてきたが、水を増やして効果が出る根拠は何か。

[ 県 ] 確かにトマトを甘くするため水分を極力少なくする農法が採られているが、苗から実がなるまで大きくするまでに豊富な水が必要であるため、かんがいによる向上効果を計上している。

[委員] 排水路について、現況と計画の断面を比較すると現況の方が面積が大きいのは何故か。あえて小さくする理由は。

[ 県 ] 排水路は流下させるべき水量から必要断面積を算出している。横幅については出来る限り土地を広くとりたいとの地元要望から狭くし、深さは乾田化を図るべく深めに計画している。

[委員] 水路が1.5メートルと深くなると近所の子どもが溺れる危険性があるのでは。

[ 県 ] 危険な箇所を放置して事故があった場合、直ちに管理者責任が問われることとなるため、箇所毎で危険性を調査して網やスクリーンなどの安全施設を設けていく。

[委員] 服政地区と異なり二回地区はポンプの揚程が14.5メートルや50メートルなど高くなっているか、どこから水を引いてどのように配管されているのか説明してほしい。

[ 県 ] 低圧で大容量となる水田のパイプラインは、ポンプ場から一旦水槽に揚げてからパイプラインで配水する方式とし、水槽の高さはパイプラインの経費を含めた最も経済的なケースで計画している。一方、畑はポンプから直接パイプラインに送水する方式であり、スプリンクラーを回すのに必要な30メー

トル程度の水圧を確保するためポンプ場で50メートル程度の圧力を掛ける計画としている。

[委員] 担い手不足や耕作放棄地の解消のために農地を使いやすくしようとのことだが、担い手は実際にいて農地が活用される見込みがあるのか。

[ 県 ] 具体的に担い手を把握し、現況から整備後の面積増加分を計上している。

[委員] 事後評価実施の有無と主な評価内容について、土地の活用度を調べる項目があるか。また、耕作放棄地があった場合の取り扱いはどうするのか。

[ 県 ] 担い手への農地集積率や田畑に植栽されている作物を確認する。耕作放棄地は担い手へ集積するよう誘導するが、集積できなかったものは事後調査において耕作放棄地として取り扱う。

[結論] 経営体育成基盤整備事業 服政地区及び二回地区の対応方針(案)を了承する。

### **(3) 農業農村整備事業（たん水防除事業）：新十三沖永地区、阿久比2期地区の審議**

農地計画課から説明。

#### **新十三沖永地区**

[委員] 地目別の流出率の違いや面積等を考慮して、時間毎の洪水ピーク流出量を算出していると思うが、

1点目は、流出率は、地目別にどのような値で基準は何か。

2点目は、基準雨量、流出率等を考慮した流出量の算定手法はどうか。

3点目は、流出量と排水能力を比較すると、排水能力が少ない理由。

の以上3点の説明をお願いします。

[ 県 ] 地目別の流出率は、水田85%、畑60%、市街地・その他95%である。

この流出率は、愛知県内の統一数値で農林水産省に認められている。

2点目の流出量の算定手法は、まず、3日間連続の基準雨量を中央山型に配分し、地目別流出率から求めた総合流出率を用いて、時間毎に洪水ピーク流出量を求めている。

3点目の流出量と排水能力の比較は、たん水防除事業では、農地の24時間以内のたん水を許容した計画としているため、流出量よりも排水能力は小さい値となる。

[委員] たん水防除事業では、事業実施後も24時間以内のたん水被害は許容すると

いう理解で良いか。

[ 県 ] 24時間以内の湛水は許容する。

[ 委員 ] 24時間以内の湛水は許容するということだが、流域内に市街地が多く含まれているが問題ないのか。

[ 県 ] 許容する湛水時間は、地区内の一番低地にある水田が24時間以内に湛水が解消するよう計画する。一般的に、宅地はこれらの水田よりも高い位置にあると考えている。

また、本事業では、水田の汎用化や畑作がある地域では、1/10 確率雨量時に畑地等が無湛水となるような排水能力の増強が認められている。これにより、家屋等の浸水被害は、概ね防止できると考えている。

[ 委員 ] 本事業が、水田が24時間以内の湛水を許容する計画であることを地域住民に情報提供しているのか。

[ 県 ] 計画する時点で市や関係土地改良区は、湛水を許容することを承知しているが、宅地等へ新たに転居する住民への周知方法は、関係市町村の判断に任せている。

[ 委員 ] 湛水区域をハザードマップ等へ位置付けるなどは、地域の防災対策上、重要ではないか。

[ 県 ] 今後は、関係市町村と連携し必要な情報を伝えるように努めることとする。

[ 委員 ] 宅地に浸水被害がないとのことだが、補足説明資料では宅地被害が発生しているように見受けられるのは何故か。

[ 県 ] 補足説明資料は、対策前後で湛水が想定される区域内にある家屋数を示した数値で、浸水深を考慮していない。従って、戸数は示してあるが、実際に浸水被害は生じることはない。

[ 委員 ] 床上浸水は無くても、宅地の場合は、1センチでも浸水すれば床下浸水である。床下浸水も浸水被害であり、説明は適切に行うこと。

[ 委員 ] 今回、計画している地域の周辺では、本地区のような治水対策は必要ないのか。必要ならば、本地区を優先した理由は何か。

[ 県 ] 周辺にもゼロメートル地帯が広がっており、既に排水機場が設置されている。これらの地域においても、順次、更新等の対策が必要となる。また、対策の実施時期については、地元からの申請に加え、経過年数や排水機場の能力低下状況等を考慮し対策時期を決定しており、設置後40年を更新の目安としている。

[ 委員 ] 愛知県全体の中で、更新を優先すべき事項、地域等があるのか。

[ 県 ] 愛知県内に農業用排水機場が約400機場あり、たん水防除事業の事業要件を満たす「基幹的な排水機場」が234機場ある。この基幹的な排水機場が、概ね40年で更新できるように努めている。また、その中でもゼロメートル地帯が広がる海部地域と西尾市沿岸部などは、優先的に更新できるよう配慮している。

[ 委員 ] 基幹的な排水機場と位置付けた234機場の全てを更新整備するのか。

[ 県 ] 適切な時期に、全ての基幹的な排水機場を更新整備できるように努めている。

## 阿久比2期地区

[ 委員 ] 今回の事業実施により湛水時間が、英比ブロックは30時間から18時間、植大ブロックは30時間から24時間に改善される計画となっている。しかし、植大ブロックは、経年の能力低下により排水機場完成の直後に24時間を越える湛水被害が予測される中で、何故、排水能力を向上しないのか。

[ 県 ] たん水防除事業は、流域開発による流出量の増加や老朽化による機能低下など、農家の責に帰することができない他動的要因により農地が被る被害を解消するために排水機場等の農業用施設を整備するもの。そのため、農地の湛水状況を、従前の状態に回復するまでの施設整備が事業制度上認められている。従って、従前の湛水時間を著しく低減させる機能向上は、本事業では実施不可である。

[ 委員 ] 今回のように二度目の更新の場合は、最初の排水能力を大きくすると有利になるということか。しかし、地球温暖化の影響で、近年では短時間の降雨量が著しく増加する等条件変化が生じているが、この事業では検討しないのか。

[ 県 ] 当初の排水能力を検討する際も、湛水時間が24時間以内になるように計算

する。しかし、1 / 10 確率雨量への対応やポンプの規格等により多少の相違がある。

事業制度上、短時間の集中豪雨に対応する排水能力を付与することはできない。

また、現状の短時間の集中豪雨対策は、排水機場を管理している市町村や土地改良区等が気象予報等を活用し、降雨前から排水機場を運転するなどの予備排水を行っている。事業で対応できない不足分を、このような運用の工夫により、計画した排水量以上の能力を発揮させ対処している。

[委員] たん水防除事業は、他の土地改良事業と同様に国庫補助事業であると思うが、市街地等の内水排除も担っている施設である。このような場合でも、受益農家の負担はあるのか。

[ 県 ] たん水防除事業は、土地改良事業の中でも公共性の高い事業であり、国の補助率に関する規定（ガイドライン）でも農家負担は0%と定めされており、愛知県でも、農家負担は0%としている。

[委員] たん水防除事業は、地元からの申請事業という説明であるが、申請から計画までの期間はどれぐらい必要となるのか。その期間は、他事業と比較してどうか。また、申請に対する回答を行っているのか。

[ 県 ] 地元の申請から概ね2～3年必要となる。防災事業であり、速やかに対応するよう努めている。また、申請に対する回答については、事業化の可否、実施時期等も含めて回答するよう努めている。

[結論] たん水防除事業 新十三沖永地区及び阿久比2期地区の対応方針（案）を了承する。

#### **（４）農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）飛島北部地区の審議**

農地計画課から説明。

[委員] 事前評価調書（案）のあらましでは、「排水機能を維持し、災害を未然に防止する」との表現がある。一方、事業目標には、「災害を未然に防止する」という表記がない。事業名も「地盤沈下対策事業」となっているなど、事業目的等が解りにくい。本事業計画は、地盤沈下への対策なのか、治水対策の為に実施するのか。

また、鋼矢板護岸を更新することが、何故、排水機能を維持することになるのか。



- [ 県 ] 評価調書（案）の事業目標は、「災害を未然に防止する」を追記、修正する。また、事業名は地盤沈下対策となっているが、地盤沈下そのものの抑制対策ではなく、被害を被った排水路の機能を復元、維持するために実施する事業である。また、排水路の通水断面を確保するため、腐食が進行し、損壊の恐れがある現況の鋼矢板護岸を更新し、地域内の排水機能を維持するよう計画している。
- [ 委員 ] たん水防除事業の2地区、地盤沈下対策事業の本地区で採用している「基準雨量」がそれぞれ違うのは何故か。
- [ 県 ] 基準雨量は、事業計画する近隣の雨量観測所の統計データから1 / 20確率雨量を算定している。そのため、地区毎に異なった数値となる。
- [ 委員 ] 事前評価調書（案）の事業の実効性で「環境への配慮」という項目の中に「自然環境に著しい悪影響を及ぼさない」との表記があるが、具体的にどのような配慮を検討しているのか。
- [ 県 ] 事業計画に先立ち、各路線で生物調査を実施したが、希少種が発見されなかったため、低騒音・低振動の建設機械を使用するなどの対策を図ることとしている。
- [ 委員 ] 鋼矢板護岸で水路を建設することは、昭和50年代ならば機能重視で最も効率的な工法であった。しかし、土地改良法も環境に配慮するように改正されている中で、希少種が発見されなかったという理由から、工法を選定する中で配慮は検討しないのか。  
過去に、希少種の生息が判明した別の地区では、自然環境に配慮した工法で排水路の整備を実施している。本地区も、評価調書（案）に「自然環境に著しい悪影響を及ぼさない」と表記するならば、何らかの配慮をすべきであり、低騒音・低振動の建設機械を使用するのみでは、自然環境に配慮したことにならないのではないか。
- [ 県 ] 今回、事業計画している多くの路線は、家屋や道路に面しており、排水機能を維持しながら自然環境に配慮すべき対応を行う場合には、用地確保が困難な路線もある。しかし、古政川路線のように比較的、通水断面に余裕がある路線では、ワンド等の自然環境に配慮した工法を取り入れるよう実施設計時に検討する。
- [ 委員 ] 評価調書（案）の「事業手段の妥当性」の判定において「代替案がない」と

なっている。しかし、地盤沈下が沈静化し、排水機能を維持するという目的ならば、代替案があると思われる。鋼矢板護岸をそのまま更新することに決定した経緯等、評価調書（案）の表記内容を適切に修正すべきである。

[ 県 ] 比較検討内容を表記するように、評価調書（案）を修正する。

[委員] 事業実施に対する地元の合意形成は図られているのか。また、本地区の事業期間が10カ年となっており、その間に他の地域でも同様な被害が予測される中、この地域で事業を行うことに対し、周辺地域でも合意形成は図れているのか。

[ 県 ] 飛島村内の合意形成は図っている。また、過去に整備した既設の鋼矢板護岸水路は、周辺の地盤沈下地域を含め一体的に整備してきたが、現在は実施単位の規模を縮小することとしている。その他の周辺地域でも経過年数や腐食状況を調査し、本地区と同様な整備の必要性を検討している。また、地盤沈下地域の市役所等では、地盤沈下地域であることへの啓発看板や広報等により、地域住民の方々へ対策の必要性を周知している。県としても、関係市町村と連携し、周辺住民への周知等に努めることとする。

[委員] 防災事業は、ハード対策に合わせソフト対策を実施することが重要であるが、本事業でもソフト対策は同時に進めているのか。

[ 県 ] 本事業で想定される浸水区域が、地域のソフト対策へ反映されているか把握していないが、今後は、関係市町村と必要な情報を共有し、総合的な防災対策が図られるように努めることとする。

[結論] 評価調書の「事業目標」を「事業のあらまし」の内容と合致するよう修正すること。また、「事業手法の妥当性」に比較検討した内容を表記する等の修正を条件に、地盤沈下対策事業 飛島北部地区の対応方針（案）を了承する。なお、修正（案）は、メール審議とする。

#### 【再評価の審議】

##### （1）鉄道高架事業の費用対効果（B/C）の算出方法について

都市整備課から説明。

特に意見なし。

##### （2）街路事業

**①街路事業（限度額立体交差事業）：都市計画道路3・4・103 布袋駅線の審議**

都市整備課から説明。

[委員] 事業の進捗状況及び見込みの判定が「B」であるが、その理由として阻害要因がなく、計画通りの完成が見込まれるとなっている。この理由であれば「A」になるのではないか。

[県] 現時点では、阻害要因は解決し、計画通りの完成が見込まれるが、当初計画に対して事業期間を延伸したので、「B」という判定にさせていただいた。

[事務局] 以前の審議で、同様の案件があり「A」と判定させていただいたところ、計画が遅れているのであれば「B」と判定し理由の部分で、説明するようにとのご指摘をいただいたので、今回も同様に対応させていただいた。

したがって、今回も理由に「応分の事業期間を延長することにより」と追記することで対応したい。

[委員] 語句の修正ということで対応すること。

[委員] 用地交渉の難航により、何年事業が遅れたのか。

[県] 4年です。

[委員] 4年事業が遅れて、事業期間を5年延ばすのはなぜか。

[県] 鉄道事業者との協議の中で、工事工程などを見直したところ5年必要となった。

[委員] 平成30年度に布袋駅線の用地買収が予定されているが、なぜ早期に取得しないのか。今後の阻害要因となるのではないか。

[県] 地権者とお話させていただいており、地権者のご要望で工事着手直前での買収を予定している。事業への反対ではないのでご協力いただけると考えている。

[委員] 買収までに地権者が変わるということはないか。

[県] 都市計画事業として、事業認可を取得しており一定の制限がかかるため、地権者が変わるということは考えていない。

[結論] 街路事業布袋駅線の対応方針（案）を了承する。  
語句の修正については、事務局に一任する。

## 【事後評価の審議】

### （１）街路事業

#### ①街路事業：都市計画道路 3・4・344 西春駅西線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 同種事業に反映すべき事項に「地元自治体の考えるまちづくりの方針を理解して事業を進める」とありますが、理解して具体的にどのように事業が進められたのか。変更する部分はあったのか。その変更はどのようにして可能だったのかを教えてください。

[県] 変更という意味では、今回用地補償費が非常に減少した。本来なら県が負担すべきであった用地補償費の一部を市が区画整理を進めていきたいという意向から自らの費用で用地取得を進めていった結果、県の事業費が抑えられた。

どうして変更が可能だったかという点において、県は市町に先に用地を買えと強制することはできないので、地元自治体との連携やまちづくりに対する地元自治体の意欲が大切であると思う。今回は、北名古屋市の意欲が大きかったということである。

[委員] 本事業では自転車歩行者道を整備されているとのことですが、写真を見るかぎり道路交通法で自転車通行が許可されている標識が設置されていることが確認できない。ということは、この自転車歩行者道の自転車通行は法律上認められていないと考えざるを得ない。供用にあたって県警と相談されているのか。もし、相談していないのであれば同種事業に反映すべき事項として追加して下さい。

[県] 本事業は、自転車が歩道も通行できるという位置付けで整備しましたので、自転車が歩道も通行可能なのであれば自転車通行可の看板がないと不十分です。

また、同種事業に反映すべき事項に追記します。

[委員] 最終的に公共施設管理者負担金を支払ったのか支払わなかったのかが評価調書でわかりにくいので、もう少しわかりやすい表現にして下さい。

また、今回の事業は用地補償費イコール公共施設管理者負担金でよいか。

[県] 今回の事業は用地補償費イコール公共施設管理者負担金であり、最終的に約 10 億円減っていますが支払いはしています。

事業費に対する評価の表現は修正します。

[委員] 今回のように地元市が積極的に用地を確保したことで用地補償費が大きく減少するというケースは多いのか。

[県] 基本的に当初支払う予定としていた額はすべて支払うのが通常であり、今回のケースはまれである。

[委員] 用地買収は北名古屋市が実施しているとのことですが、最終的に県の用地となるところを北名古屋市が買収したという理解でよいか。

[県] 買収ではなく区画整理での換地であり、用地補償費相当額を公共施設管理者負担金として北名古屋市に支払って愛知県の道路名義として換地していただくということである。

[結論] 「事業効果の発現状況の事業費に対する評価」と「対応方針（案）の同種事業に反映すべき事項」を修正することを条件に、西春駅西線の対応方針（案）を了承する。

なお、修正審議はメールでの審議とします。

#### 4 河川整備計画策定の報告

##### (1) 二級河川阿久比川水系・十ヶ川水系 河川整備計画

河川課から説明。

[委員] 住民の意見聴取を行い、河川整備計画で変えることができたもの、できなかったものについて教えて欲しい。

[県] アンケートでは、早期に整備してほしいという意見が多いため、その旨を河川整備計画の本文に記載し、目に見える形で反映している。

一般論で多い意見として、川沿いに桜並木をつくってほしいという意見や、子供が自由に遊べるようにしてほしいとの意見もあるが、河川事業になじまないこともあり、具体的には記載はできていない。

ただ、住民のみなさんの意図を汲み、関係市町の協力を得ながら反映できればと思う。

[委員] 地域住民と流域住民という記載があるが、同じ意味か。

[県] 同じ意味である。

**5 平成26年度事業評価監視委員会の主な意見と対応について**

事務局から説明。

特に意見なし。

**6 愛知県事業評価監視委員会規約の改定について**

事務局から改訂内容について説明。

特に意見なし。

以上。